

2003 年度「レイティング/フィルタリング連絡協議会」第 3 回研究会議事録

1. 日時・場所

日時：2003 年 12 月 17 日（水）18:00～20:00

場所：商工会館 7 階 B・C 会議室

2. 参加者

座長 清水康敬（国立教育政策研究所 教育研究情報センター長）
委員 苗村憲司（慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科教授）
宮本潤子（ECPAT/ストップ子ども買春の会 共同代表）
磯野 爽（札幌市 PTA 協議会顧問）
高橋邦夫（千葉学芸高校 校長）
別所直哉（ヤフー（株） 法務部部長）
杉本浩信（アルプスシステムインテグレーション（株））
* 小河原委員（アルプスシステムインテグレーション（株）常務取締役）代理

オブザーバー

渋谷闘志彦（総務省総合通信基盤局消費者行政課 課長補佐）
吉川徹志（経済産業省商務情報政策局情報政策課 課長補佐）
南澤正孝（経済産業省商務情報政策局情報政策課 課長補佐）
保住正保（警察庁生活安全局少年保護対策室長）
田仲 宏（大阪府生活文化部子ども青少年課 主査）
* 山中氏（大阪府生活文化部子ども青少年課長）代理
清水 昇（慶應義塾大学 SFC 研究所 研究員）
藤井尚夫（インターネット倫理機構）
岸原孝昌（モバイル・コンテンツ・フォーラム 事務局長）

事務局

太田俊史（（財）インターネット協会） 他 3 名

3. 配布資料

- ・ 議事次第
- ・ 座席表 RF 研 2003-03-1
- ・ 委員・オブザーバー名簿 RF 研 2003-03-2
- ・ 本年度の研究会活動予定について RF 研 2003-03-3
- ・ 第2回フィルタリング研究会議事録 RF 研 2003-03-4
- ・ モバイルコンテンツのレイティング動向 RF 研 2003-03-5
- ・ ポルノ・暴力以外のカテゴリのコンテンツに対するレイティング
RF 研 2003-03-6

4. 議事概要

(1) 委員・オブザーバー自己紹介

- ・ 当研究会に初めて出席されたオブザーバーより、自己紹介を行った。

(2) モバイルコンテンツのレイティング動向について

- ・ 事務局より、配布資料 RF 研 2003-03-5 を使用して、モバイルコンテンツのレイティング動向の説明を行い、委員・オブザーバーで討議をしていただいた。主な内容は以下の通り。

委員：資料 P.24（事務局注：スライドタイトル「モバイルコンテンツのレイティングの方向性」）で挙げられているメールフィルタについてはスパムメールの問題もあるので、インターネット協会として1つの広いカテゴリとしてとらえ、Web ページフィルタと同じレベルで取り組むべきだと思う。メールフィルタにはフリーソフトがあり、辞書を鍛えることで99%位ブロックすることもできるようだ。

委員：子どもの携帯電話保有率は5割を超えている。高校生は9割近くが持っている。小学生にも持たせている。高額な情報提供料の不正請求メールで生徒が知らずに支払う事例もあり、そのためにバイト先を探すこともある。いつまでに払わないと請求額が倍になる等の脅しの文句が書かれており、子どもは信じてしまう場合がある。したがって、メールフィルタは重要である。

オブザーバー：不正請求等の事例が生じた場合、学校側にそのような悪用事例についてまとめて通知を出したらどうか。また、学校から生徒に、子どもが相談できる外部機関の窓口を案内してもらったらどうか。

委員：ほとんど教育現場では携帯電話の持ち込みを禁止しているが、現実的には黙認している面がある。今は小学校でも持ち物検査はしない。携帯電話を取り上げるとすると子どもが嫌がったり、親が子どもに持たせている場合はクレームが来たりする。相談窓口については、窓口のサポート体制が整っていない現状がある。

委員：中学校でさえ、携帯電話の禁止は実際には難しい。親が持たせる場合もある。

委員：高校でも建前は持ち込み禁止だ。小学生用、中学生用といった携帯電話があると良い。

委員：国内キャリアによるアクセス制限の取り組みについては、子どもがプリペイド端末を買ったり、友達と端末を貸し借りしたりする場合もある。単なる端末認証ではなく、個人認証が必要なのでは？

座長：小学生にパスワード入力、というのは難しいのではないかな？

委員：例えば「象、きりん」などと数字をシステム側で対応させれば、子どもは絵を選ぶことでパスワード入力できる。

委員：店頭で聞いてみたところ、キャリアのアクセス制限契約を知っている販売店がなかった。携帯電話業界に本当に子どもを保護しようという気があるのか疑わしい。18歳未満の利用者の場合はデフォルトでホワイトリスト方式とし、親から要望があった場合のみ解除としてはどうか。

オブザーバー：キャリアの現状のホワイトリスト方式は利便性を損なう面が大きく、現実的には使えない。自分の学校のサイトにもアクセスできない。やはり、ブラックリスト方式でないといけな。有害サイトの URL は頻繁に変わるので、個人でブラックリストを登録するのは限界がある。迷惑メールを規制する法律によって広告メールには一定の表示義務があるので、それを守らない違法メールの中の URL については自動的にブラックリストに登録する方式はどうか。

委員：スパマーはプロバイダーを変えたりして、IP アドレスをその度変えて発信するので、IP アドレスでのフィルタも現実的ではない。

委員：IP アドレスのホワイトリストを作る方法はどうか。

委員：ホスティングされているサイトを考えると、難しい。

委員：やはり、メールの中を見る、という方式になるう。資料 P.21 で、英国が 2003 年末にフレームワーク策定とあるが、状況はどうか？

事務局：まだのようだ。(事務局注：スケジュールは遅れており、12月18日ようやくフレームワークを策定する機関を募集する依頼書が携帯電話事業者6社より発行された。)

座長：このような協議会討議内容は議事にするだけでなく、通信業界向け、プロバイダー向けなどのカテゴリ分けを行い、それぞれに対して提案した方がよいのではないかな。

オブザーバー：キャリアの動きが鈍いので、法律で規制してはどうか。米国ではスパムメールを規制する法律ができた。

オブザーバー：米国の法律は、基本的には日本の既存の2つの法律と同じ仕組みである。また、キャリアに対して法規制をかけるべきとの意見はいかなものか。本協議会をはじめ、色々な方面からキャリアに対して働きかけていくべき。

座長：この研究会は重要な研究会である。せっかく沢山のご意見を頂いたのだから、研究会だけに留まらずアピールしたい。協議会として意見を出す、ユーザの代表として意見を出すなど、色々な所から提案することが必要だ。事務局で意見をまとめてくれると嬉しい。

い。法律による規制は最終手段である。

(3) ポルノ・暴力以外のカテゴリのコンテンツに対するレイティングについて

・事務局より、配布資料 RF 研 2003-03-6 を使用して、ポルノ・暴力以外のカテゴリのコンテンツに対するレイティングの説明を行い、委員・オブザーバーで討議をしていただいた。主な内容は以下の通り。

オブザーバー：「ポルノ・暴力以外のカテゴリのコンテンツに対するレイティング」の中の SafetyOnline3 と「モバイルコンテンツのレイティング動向」の中の SafetyOnline3 とは同一のものか？

事務局：同じもの。汎用的に考えている。

委員：SafetyOnline、SafetyOnline2 は組み込まれているのか。

事務局：資料記載の SafetyOnline3 は、たたき台レベルのもの。コンパチビリティは確保する。

オブザーバー：18 禁というトップページのみでフィルタするのは不十分ではないか。自ら 18 禁と表示しているサイトはまだマシなサイトだ。やはり、サイトの中身を見て判断するべきである。

委員：保護者の方々の要求は大きい。子どもの言葉遣いレベルまで教育現場では要求されることもある。レイティングの段階的なレベル分けはやはり必要ではないか。例えば TV 「サザエさん」でサンタクロースがいないことを暴露する話が放映されると、保護者の中にはこの番組を有害とする人もいる。教育という観点では、いちばん厳格なサイドの要求にも対応していることが必要だと思う。

オブザーバー：事業者規制としては、入り口だけで判断するのは良くない。その下のページにブックマークされて直接そちらに入る場合がある。出会い系サイトについては、コミュニケーションの内容にかかわらず、児童が利用するのは危険なので止めなさいというのが政府のスタンスである。9 月 13 日に出会い系サイト規制法が施行されて以来、今日(2003 年 12 月 17 日) 現在まで 8 件検挙しており、すべて第 6 条「不正誘引」の違反である。容疑者は全て男性で、女子児童の逮捕者はない。

(4) 連絡事項等 (事務局)

・事務局より、次回の日程について調整を行い、2004 年 2 月 27 日 (金) 17:30 ~ 19:30 に商工会館 7 階 B・C 会議室で行う旨の案内を行った。

以上